母と子の健康

問 母子保健課　☎485-6712

妊娠・出産・子育て

【子育て世代包括支援センター】

妊娠中から子育て期の総合相談窓口です。子育ての相談やお母さん自身のからだと心の調子のことなど、どこに相談すれば良いか迷ったとき、気軽に相談してください。

●**開所時間：午前8時30分～午後5時15分**

健康管理センター　☎485-6712
西部保健センター　☎463-4181
南部保健センター　☎483-2812
市役所（こども保育課内）☎484-6246

●**開所時間：午前9時30分～午後4時30分（正午～午後1時を除く）**

志津北部地域子育て世代包括支援センター　☎463-6835

【母子健康手帳の交付】（予約制）

妊娠届出を提出されたかたに、母子健康手帳の交付を行っています。医療機関で妊娠が確定したら、早めに下記の交付場所で母子健康手帳の交付を受けてください。その際、妊婦さん全員と面接し、マタニティライフプランを作成・提供します。

●**交付場所**

市内5か所の子育て世代包括支援センター

●**問い合わせ：最寄りの子育て世代包括支援センター**

※持ち物や妊婦さんご本人が来所できない場合などはお問い合わせください。

【妊婦健康診査】

母子健康手帳別冊により、県内委託医療機関で妊婦健診を公費負担で受けられる受診票を14回分交付しています。
なお、健診費用については受診時の状況等により、一部自己負担がありますのでご了承ください。

県外の医療機関・助産所で受診を希望される場合は、事前に母子保健課までご相談ください。

【マタニティクラス・パパママクラス】

初めて赤ちゃんを迎える妊婦・夫婦を対象に、妊娠、出産、育児についての知識や情報を提供します。申し込み制。

【妊婦訪問】

保健師、助産師が訪問して相談を受けます。

【産婦健康診査】

産後うつ病の予防等のために、出産後まもないお母さんのこころとからだの健康状態をチェックする『産婦健康診査』の費用を助成します。

●**対象**：佐倉市に住民票がある産後1か月以内のかたで、質問票を記入し、結果を佐倉市に提出することに同意していただけるかた

●**回数・時期**：出産後おおむね2週間と、おおむね1か月の計2回まで

●**助成額**：1回5,000円が上限

●**受診票が使える医療機関等**：佐倉市と契約している医療機関・助産所に限られます。市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

●**契約していない医療機関等で受診する場合**：すべての項目を実施した場合に限り、自己負担にて受診後、「助成金交付申請書」の提出により、限度額の範囲内で助成します。

【産後ケア事業】

出産後、育児などの支援が必要なかたを対象とした事業です。（宿泊型・日帰り型・訪問型があります。）

●**内容**：お母さんの心と身体のケア、乳房の管理、沐浴や授乳の相談、赤ちゃんのお世話の仕方の相談等

●**利用要件**

①佐倉市に住民票があるお母さんとお子さん
（対象の期間は産後ケアの種類によって異なります。）
⇒宿泊・日帰り型…産後2か月未満
　訪問型　　…産後6か月未満
②産後に心身の不調または育児不安などがあるかた

●**利用期間**：宿泊型・日帰り型・訪問型は併せて7日以内のご利用になります。

※利用には、事前に利用申請・審査が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●**問い合わせ：母子保健課　☎485-6712**

【新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問】

ご家庭に伺い、出生後4か月くらいまでの全世帯のお母さんと赤ちゃんに対し、お母さんと赤ちゃんの生活、子育てに関する情報提供をしています。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳別冊にある「出生通知書」をご記入の上、退院後お早めに投函してください。（電話も可）

●**第1子のかた**

「保健師」または「助産師」が訪問します。

●**第2子以降のかた**

「看護師」が訪問いたします。（希望により保健師・助産師による訪問も可。希望の有無を出生通知書に記載してください）

【新生児聴覚スクリーニング検査・乳児健康診査】

母子健康手帳別冊により、新生児聴覚スクリーニング検査、および生後3～6か月、9～11か月に各1回の健康診査が県内委託医療機関で受けられる受診票を交付しています。県外の医療機関で受診を希望される場合は、事前に母子保健課までご相談ください。

【4か月乳児相談】

生後4か月の乳児を対象に、保健センターで行います。対象児には個別通知をします。

【もぐもぐ教室】

離乳食とむし歯予防の教室です。生後8か月児の乳児を対象に、保健センターで行います。対象児には個別通知をします。

【5歳児子育て相談】

幼児のことばや発達、集団生活に関する相談です。

5歳児の幼児を対象に、健康管理センター・西部保健センターで行います。

対象児には個別通知をします。

【未熟児養育医療】

出生体重が2,000g以下または身体が未熟なまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた場合、入院医療費の給付が受けられます（指定医療機関、所得に応じた自己負担あり）。

【育児相談】

面接や電話相談・家庭訪問で、育児に関する悩みなどに対応します。

幼児の健康診査

【1歳6か月児健康診査】

1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、保健センターで行います。対象児には個別通知をします。

【幼児歯科健診】

2歳、2歳6か月、3歳の幼児を対象に、保健センターで歯科健診とフッ素塗布を行います。対象児には個別通知をします。

【3歳児健康診査】

3歳6か月～4歳未満の幼児を対象に、保健センターで行います。対象児には個別通知します。

予防接種

【定期予防接種】

市の予防接種はすべて協力医療機関による個別接種で実施しています。

協力医療機関にご予約の上、市の予診票と母子健康手帳を持参してください。

予防接種の種類	対象年齢	
ロタウイルス	ロタリックス（1価）	出生6週0日～24週0日
	ロタテック（5価）	出生6週0日～32週0日
B型肝炎	1歳未満	
ヒブ感染症	生後2か月～5歳未満	
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満	
4種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）	生後3か月～7歳6か月未満	
BCG	1歳未満	
麻しん風しん混合（MR）	1期	1歳～2歳未満
	2期	小学校就学前の年長児
水痘（みずぼうそう）	1～3歳未満	
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月未満
	2期	9歳～13歳未満
日本脳炎経過措置：1期・2期の未接種分を定期予防接種として接種することができます。	平成19年4月1日以前に生まれたかたで20歳未満のかた 平成21年4月2日～10月1日生まれのかたで13歳未満のかた	
2種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳～13歳未満	
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）＊	小学6年生～高校1年生相当の女子	

＊令和3年10月末現在、積極的におすすめすることを一時的にやめています。

●**転入されたかた**：定期予防接種の予診票を郵送します。

転入手続きの翌月に送付される「予防接種実施状況調査票（ハガキ）」をご返送ください。

●**おたふくかぜ予防接種費用の一部助成制度**

①**対象**：接種日時点で1歳、2歳児
②**助成額**：3,000円
③**申請方法**：申請書と領収書等原本を健康管理センターに提出
※申請書は各保健センター、市内協力医療機関で配布、または市ホームページからダウンロード
④**申請期間**：接種した日の属する年度の3月末まで

子育て支援

問 こども保育課　☎484-6245
問 こども家庭課　☎484-6140
問 こども政策課　☎484-6139

認可保育園・小規模保育事業

共働き、出産や病気、災害、病人の介護などのため、家庭で保育できない保護者に代わってお子さんを預かります。

【入園資格】

生後6か月以上から（産休明け保育を希望する場合は、生後57日目から）就学前までのお子さんが対象で、①～⑦のような場合

①**保護者のいずれもが居宅外で働いている場合**（4時間以上／日、13日以上／月）
②**保護者のいずれもが居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合**（4時間以上／日、13日以上／月）
③**母親が妊娠中、あるいは出産後まもない場合**（出産予定月とその前後2か月）
④**保護者が病気やけがのため子どもの保育ができない場合**
⑤**保護者が長期にわたり、病人の看護等を行う場合**
⑥**保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合**

佐倉の風景
佐倉草ぶえの丘バラ園
図6 A-3

佐倉の風景
佐倉城址公園の花菖蒲
図3 B-3

⑦求職活動や起業の準備を継続的に行っている場合
⑧市長が認める前各号に類する状態にある場合　など

【開所時間】
月～金曜日　午前7時または7時30分～午後6時（以降の延長保育は園によって異なります）。土曜日は園により異なります。日曜日、祝日、年末年始は休み。

【保育料】
扶養義務者の市民税の課税状況により決まります。

【入園方法】
こども保育課に申し込み。
4月からの入園を希望するお子さんの受付は、毎年10月頃『こうほう佐倉』などでお知らせします。

【保育園等一覧】
99ページをご覧ください。

認定こども園

就学前の児童に幼児教育（幼稚園機能）と保育（保育園機能）を一体的に行い、地域における子育て支援を提供する施設です。

▶吉見光の子モンテッソーリ子どもの家（保育所型認定こども園）
吉見193-1　☎309-8372
▶佐倉くるみ幼稚園（幼保連携型認定こども園）
石川551-1　☎485-8425
▶さくら幼稚園（幼稚園型認定こども園）
西志津2-23-19　☎487-1747
▶千成幼稚園（幼保連携型認定こども園）
千成3-4-3　☎485-3755
▶モンテッソーリ光の子（幼保連携型認定こども園）
上座1219-4　☎461-1372
▶佐倉城南幼稚園（幼稚園型認定こども園）
鏑木町1-5　☎484-0551
▶慈光幼稚園（幼稚園型認定こども園）
本町54　☎484-2444

※幼児教育（幼稚園）を希望する場合は、直接園に申し込みください。保育（保育園）を希望する場合、入園資格は「認可保育園」と同様で、こども保育課に申し込みください。

子育て支援センター

子育てについての悩みや不安に保育士などの資格を有する子育て支援アドバイザー・子育てコンシェルジュ・保健師・栄養士が応じています。子育て仲間との情報交換の場ともなっています。

●**対象**　0～3歳未満のお子さんと保護者
●**所在地**　王子台1-23 レイクピアウスイ3階　☎460-2040
●**利用時間**　午前10時～午後5時
※日曜日・第2水曜日午前・年末年始はお休みです。

珠算教室　エリアマップ5図 B-3
ソロバンで能力アップ!! 計算力アップは当たり前!
わかば珠算教室
よく視て、よく聴いて、集中して、良い学習習慣を身につけましょう。ソロバンでがんばる子!!※随時入塾可
■佐倉市宮ノ台2-2-3　■TEL:043-462-0040
■FAX:043-462-0040　■営業時間／15:00～19:30（木曜日は15:30～19:30）
■定休日／月土日祝　■URL:https://www.soroban-wakaba.com/
■日本珠算連盟会員■佐倉珠算教育連盟公認

地域子育て支援センター

保護者と子どもが安心して遊べ、子育ての悩みや不安の相談もできます。

地域子育て支援センターノア	吉見193-1（吉見光の子モンテッソーリ子どもの家内）	☎309-8372
地域子育て支援センターハローベビー	上座383-1（ユーカリハローキッズ内）	☎488-3130
地域子育て支援センター子育て愛らんど	本町142-1（生活クラブ風の村保育園佐倉東内）	☎481-0225
地域子育て支援センターユーカリベビー	ユーカリが丘4-1 ウエストタワー2階	☎464-0030
地域子育て支援センターひつじ	上座1219-1（モンテッソーリ光の子近隣）	☎461-1372
地域子育て支援センターにこちゃんルーム	井野972-2（えがおの森保育園・いの内）	☎312-5291
地域子育て支援センターさくらっこひろば	鏑木町198-3（佐倉保育園内）	☎481-1741
地域子育て支援センターにこにこひろば	白銀1-24-5（にじいろ保育園佐倉内）	☎309-7526
地域子育て支援センターぴよぴよルーム	山王1-9-8（さくら敬愛保育園内）	☎310-6811
地域子育て支援センター森のひろば	馬渡818-2（馬渡保育園内）	☎498-0065
地域子育て支援センターひのきっこ	寺崎北2-13-1（陽の木さくら保育園内）	☎312-8535
地域子育て支援センターきらきら	岩名961-2（はくすい保育園内）	☎483-8941
地域子育て支援センターsans souci（サンスーシ）広場	王子台3-12-14（ジュネス長岡内）	☎312-2330

※対象・利用時間は施設により異なります。

保育園の地域開放

市立保育園では園庭と保育室を開放しています。保育園行事への参加もあります。対象は、就学前のお子さんとその保護者です。園庭等の開放は保育園により開放日が異なりますので、詳細は各保育園までお問い合わせください。
※保育園等の一覧は99ページをご覧ください。

一時預かり

保育園等に通っていない乳幼児の保護者で、急な傷病・入院、災害・事故、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、また、短時間勤務、職業訓練、就学などにより、緊急・一時的に家庭における育児が困難となった場合に利用できる制度です。

下記、施設で実施しています。
詳細は各施設へお問い合わせください。

【実施施設】

佐倉保育園	鏑木町198-3	☎481-1741
北志津保育園	井野869-9	☎460-1880
根郷保育園	大崎台4-3-2	☎484-4661
馬渡保育園	馬渡818-2	☎498-0042
ユーカリハローキッズ	上座383-1	☎488-3130
吉見光の子モンテッソーリ子どもの家（保育所型認定こども園）	吉見193-1	☎309-8372
にじいろ保育園佐倉	白銀1-24-5	☎309-7526
生活クラブ風の村保育園佐倉東	本町142-1	☎481-0225
ソラストさくら保育園	上志津1704-6	☎463-7351
ウエスト・デイリーキッズ	ユーカリが丘4-1 ウエストタワー2階	☎462-6700
アンファンひのきさくら	寺崎北2-12-1	☎310-5757
臼井はくすい保育園（入園人数に空きがある場合のみ）	王子台1-23 レイクピアウスイ3F	☎309-5246
はくすい保育園（入園人数に空きがある場合のみ）	岩名961-2	☎483-8941

学童保育所

●**対象**
就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生
●**保育時間**
小学校の授業日は放課後から午後7時まで（土曜日は午後6時まで）。小学校の休業日は午前7時～午後7時（土曜日は午後6時まで）。
●**保育料**

利用時間区分			利用料金（月額）	
1	午前8時～午後6時	8月以外	7,000円	基本料金
		8月	10,000円	
2	午前7時～午前8時	8月以外	500円	加算料金
		8月	1,000円	
3	午後6時～午後7時		1,000円	加算料金

●**申し込み**
学童保育所または所管施設まで
●**学童保育所一覧**
100、101ページをご覧ください。

児童センター・老幼の館

児童センター・老幼の館は、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を保護者や地域のかたがたと一緒に育み、楽しい子育て・子育ちをサポートする施設です。
親子のふれあい遊び・小学生の体験遊び・地域のかたとのふれあいなど楽しい行事がたくさんあります。

●**利用時間**　午前9時～午後5時
●**休館日**　月曜日・祝日・年末年始
●**児童センター・老幼の館一覧**
99ページをご覧ください。

病児・病後児保育

児童が病気の急性期または回復期にあり、保護者の就労等の都合により家庭での保育や集団生活が困難な場合、専用の施設において一時的に児童をお預かりします。

●**対象**
市内在住または市内保育園等・幼稚園・小学校に通っている、生後6か月を経過し小学校6年生までの児童（施設によって異なります。）
●**保育時間**　月～金曜日　午前8時～午後6時
土曜日　午前8時～午後5時（施設によって異なります）
※祝日、年末年始はお休みです。
●**費用**　1日2,250円
（昼食の提供および料金は施設によって異なります）
4時間以内　1,000円
※生活保護世帯および市町村民税所得割非課税世帯は無料
●**病児保育施設**
▶**病児保育イーゲル**　MAP 1・B-5
西志津3-2-2（みやけクリニック内）　☎080-3484-1958
●**病後児保育施設**
▶**病後児保育室こあらキッズ**　MAP 5・B-3
宮ノ台3-1-1（みやのもりハローキッズ内）　☎462-2622
▶**病後児保育室トムの部屋**　MAP 6・A-4
岩名1011（佐倉白翠園内）　☎483-8941（平日）
●**利用**　利用にあたっては事前登録および診療情報提供書が必要です。

佐倉の風景
佐倉城址公園 薬医門
図3 A-3

佐倉の風景
風車のひまわりガーデン
図5 E-4

子育てコンシェルジュ

保育士・社会福祉士による子育て情報（保育園・幼稚園や子育て支援サービス等）の提供や相談、利用支援を行います。

●**対象**　妊娠期から18歳未満のお子さんと保護者
●**場所**　こども保育課　☎484-6415
　さくらコンシエル　☎312-0805
●**利用時間**
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日・12月29日～1月3日を除く）

ファミリーサポートセンター

問 **佐倉市ファミリーサポートセンター　☎488-1270**

育児の援助を受けたい依頼会員・産前産後の家事支援を受けたい産前産後会員と育児の援助を行いたい提供会員とを紹介し、相互援助活動をサポートします。

●**所在地**　王子台1-23　レイクピアウスイ3階　MAP 2・D-2
●**開所時間**　月～金曜日 午前9時～午後5時
●**対象**
▶**育児支援**…子どもの対象年齢：生後57日目～小学校6年
▶**産前産後支援**…母親の妊娠届出～出産後56日目まで（ふたご以上の場合は6か月児まで）
●**利用時間**　午前6時～午後10時
※産前産後支援の利用時間は午前9時～午後6時です
●**利用料**
▶月～金曜日　午前7時～午後7時　700円（1時間あたり）
▶上記以外の時間・曜日　900円（1時間あたり）
●**登録**
利用するには必ず会員登録が必要です。入会の手引きと申込書を配布しています。ファミリーサポートセンターにお申し込みください。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

問 **こども保育課　☎484-6415**

さまざまな事情でお子さんの養育が困難になったときに、お子さんをお預かりする事業です。

●**対象**：佐倉市にお住まいのかたで3歳未満のお子さん
●**利用要件**：保護者の病気やけが、育児不安、育児疲れ、看護疲れ、出産、看護、事故等によりお子さんの養育が困難な場合
●**利用期間・施設**：7日以内　乳児院ほうゆうベビーホーム（八千代市上高野157）
※利用には、事前に利用申請・審査が必要です。詳しくはお問い合わせください。

家庭児童相談室

問 **こども家庭課　☎484-6263**

すべての子ども（18歳未満）が家庭において、心身ともに健やかに育てられるように、子どもや家庭のさまざまな問題に対し、相談に応じます。

●**対象**　妊娠期から18歳未満のお子さんとその保護者
●**場所**　こども家庭課
●**時間**　月～金曜日
　午前8時30分～午後5時15分

児童手当

問 **こども家庭課　☎484-6140**

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して、3歳未満の児童は一律15,000円、3歳以上小学校修了前の児童については第1子・第2子月額10,000円、第3子以降月額15,000円、中学生一律10,000円を支給する国の制度です。ただし、所得制限以上の保護者については児童1人につき月額5,000円の支給となります。

●**対象（資格）**
中学校3年生までのお子さんを養育している保護者（世帯の生計を維持しているかた）
●**申し込み**
こども家庭課・市民課（出張所・派出所）に用意してある「児童手当認定請求書」を提出してください。出生・転入・その他変更等の日付と同月か翌日から数えて15日以内に申し込み手続きをしてください（遅れますと支給されない月が発生する場合があります）。
※公務員は勤務先で申請してください。
●**必要なもの**
請求者の健康保険証のコピー（佐倉市国民健康保険加入のかたは不要です）

子ども医療費助成

問 **こども家庭課　☎484-6140**

中学3年生までのお子さんについて、保険診療分の医療費の一部（または全部）を助成します。

【助成内容】
0歳～中学校3年生の入院・通院・調剤に関する医療費。
【自己負担】
入院1日・通院1回200円。ただし、保護者の市民税所得割が非課税の場合は自己負担なし。
【助成の受け方】
県内の医療機関では保険証と受給券を提示して受診します。県外で受診する場合は保険証のみ提示し、後日子ども医療費の償還払い申請が必要となります。

【必要な手続き】
●**受給券申請**　出生・転入から1か月以内に受給券の申請をしてください。
●**助成金申請**　医療費の支払い後2年以内に申請をしてください。
【申請に必要なもの】
●**受給券申請**　印鑑、申請書、お子さんの保険証の写し。
●**助成金申請**　印鑑、申請書、領収証、健康保険証と受給券のコピー、銀行口座のわかるもの。

児童扶養手当

問 **こども家庭課　☎484-6140**

父または母がいない家庭（離婚、死別、未婚、父または母が一定の状態の障害があるなど）でお子さんを養育する親などに手当を支給する国の制度です。

全部支給で43,160円（月額）が支給され、養育する児童が増えると加算されます。ただし、所得による制限があります。制度を利用するためには申請が必要です。

●**対象（資格）**
18歳に達した最初の年度末（児童に一定の障害がある場合は20歳に達した月）までのお子さんを養育する父または母がいない家庭の親など。
●**申し込み**
申請には事前相談（面接）が必要です。こども家庭課にお問い合わせください。
●**必要書類**
児童扶養手当認定請求書、戸籍謄本（親、児童分）。その他父子・母子家庭となった事由により必要な書類があります。

ひとり親家庭等医療費助成

問 **こども家庭課　☎484-6140**

ひとり親家庭などの保護者（養育者）およびお子さんが医療機関で受診した保険診療分の医療費の一部を助成する制度です。ただし、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

●**対象（資格）**
18歳に達した最初の年度末（児童に一定の障害がある場合は20歳に達した月）までのお子さんを養育するひとり親家庭の保護者およびお子さん。
●**自己負担**
入院1日、通院1回300円。ただし申請者の市民税所得割が非課税の場合は自己負担なし。
●**申し込み**
必要書類をそろえ、こども家庭課へ提出してください。
●**必要書類**
ひとり親家庭等医療費等受給資格者証交付申請書認定請求書、保険証の写し。その他、ひとり親家庭などになった事由により必要な書類があります。

ひとり親家庭等日常生活支援

問 **こども家庭課　☎484-6140**

ひとり親家庭、寡婦のかたが、技能習得のための通学・就職活動など自立のために必要な活動をするときや疾病、看護、学校等の公的行事などのために、一時的に支援を必要とする場合に家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等日常生活の支援をします。

●**利用時間**
午前7時～午後8時（年末年始を除く）
利用回数は、年10回まで、1日8時間まで
●**対象**
20歳未満の子を養育している、ひとり親家庭の保護者。
●**申し込み**
あらかじめ利用登録書の提出が必要です。実際に支援が必要となる7日前までに利用申請書を提出してください。
●**費用**
所得に応じ1時間あたり0～300円

ひとり親家庭等自立支援給付金

問 **こども家庭課　☎484-6140**

資格の取得をお考えのかたは、受講前にこども家庭課にご相談ください。

【自立支援教育訓練給付金】
就労に必要な技能・資格を取得するために指定講座を受講するひとり親家庭の父または母に対し、受講料の一部を支給します。
●**対象**　次の①～②をすべて満たすかた
①児童扶養手当受給中か同様の所得水準にある
②過去に受給していない
●**対象講座**　雇用保険法の教育訓練給付指定講座
【高等職業訓練促進給付金】
1年以上の養成機関で修業し、資格取得が見込まれるかたを対象に生活費の負担を軽減します。
●**対象**　次の①～④をすべて満たすかた
①20歳未満の子を養育している
②児童扶養手当受給中か同様の所得水準にある
③就労・育児と修業の両立が困難
④過去に受給していない
●**対象資格**　看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、作業療法士、理学療法士　など

佐倉の風景
七井戸公園
図7 D-1

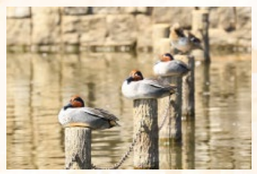

佐倉の風景
市民の森
図6 A-3

佐倉の風景
旧増田家住宅
（佐倉草ぶえの丘）
図6 A-3

【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】
ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。
※受講前にこども家庭課にご相談ください。
●**対象**　次の①～④をすべて満たすかた
①ひとり親の場合20歳未満の児童を扶養していること。子の場合ひとり親に扶養されていて20歳未満であること。
②児童扶養手当受給中か、または同等の所得水準にある
③過去にこの給付金を受けたことがない
④過去に高等学校を卒業、大学入学資格検定または高卒認定試験に合格していない

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

問 こども家庭課　☎484-6140

母子、父子、寡婦家庭の親が事業を始めたり、子どもが高校、大学に修学（在学中を含む）する場合など、無利子または低利子で貸し付ける制度です。
※申請にあたっては事前相談が必要です。家計簿2か月分を持参し、「償還計画」を作成します。
【種類】
事業開始資金、修学資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、就学支度資金、修業資金、住宅資金など
※千葉県事業。
受付はこども家庭課へ。
制度に関するご質問や審査・決定・貸付は千葉県印旛健康福祉センター　母子父子自立支援員　☎483-1120

学校教育

幼稚園

満3歳～小学校就学前のお子さんが、全国どこでも文部科学省「幼稚園教育要領」に基づく教育が受けられます。
●**入園申し込み**
各幼稚園に直接お申し込みください。
※預かり保育、幼児教室、園開放等については各園にお問い合わせください。
●**幼稚園一覧**
100ページをご覧ください。

市立幼稚園　園児預かり保育料の減額

問 学務課　☎484-6186

市立幼稚園に在園している保護者の経済的負担を軽減するため、預かり保育料を減額する制度です。世帯の所得等により判定します。詳細は学務課へお問い合わせください。

小・中学校への入学

問 学務課　☎484-6219、指導課　☎484-6193

毎年1月下旬に入学通知書をお送りします。通知書が届かない場合は、学務課へお問い合わせください。
【小学校入学前の健康診断】
毎年9月中旬頃、翌年小学校に入学するお子さんのいる家庭に、指導課から就学時健康診断通知書をお送りします。必要事項を記入し、指定の日に指定された小学校で受診してください。

小・中学校の転校手続き

問 学務課　☎484-6219

【市外からの転入】
住所異動の手続きが終わりましたら、今まで通われていた学校の「在学証明書届」をもとに「転入学届」の記入をお願いします。「転入学届」の2枚目（複写）が「転入学通知書」となり、窓口で必要事項を記入後にお渡しします。
「転入学通知書」・「前学校の在学証明書」・「教科書給与証明書」を持って、指定された学校へ行ってください。
【転出】
住所異動の手続きが終わりましたら、「転学届」の記入をお願いします。「転学届」の2枚目（複写）が「転学通知書」となり、窓口で必要事項を記入後にお渡しします。
「転学通知書」を今まで通っていた学校に提出してください。「在学証明書」と「教科書給与証明書」が発行されますので、新たに通う学校のある市区町村の窓口へ提出してください。（転入学手続きは市区町村によって異なりますので、転入窓口でご確認ください）また、「在学証明書」と「教科書給与証明書」の発行には時間がかかることがありますので、早めに、転出の予定を学校にお知らせしておくようお願いします。
【市内転居】
市内転居でも学校が変わることがあります。不明な場合は、事前に学務課へ問い合わせし、ご確認ください。学校が変わる場合は、住所異動の手続きが終わりましたら、上記「市外からの転入」および「転出」の手続きが必要になります。

就学援助

問 学務課　☎484-6186

経済的な理由で小・中学校への就学が困難なお子さんが安心して教育を受けられるように、新入学学用品費や入学後の給食費・学用品費などを支給しています。また、むし歯・中耳炎など学校保健安全法に掲げる疾病の治療に、医療券を交付しています。詳細は、学校または学務課へお問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費

問 学務課　☎484-6186

公立の小・中学校の特別支援学級に通っているお子さんが対象です。就学に際しての経済的負担を軽減するために経費の一部を補助しています。
詳細は、学校または学務課へお問い合わせください。

高等学校等奨学金

問 教育総務課　☎484-6182

経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な高校生に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。返済の必要はありません。
詳細は、教育総務課へお問い合わせください。

発達相談・就学相談

問 佐倉市教育センター　☎486-2400

●**所在地**　佐倉市将門町7
お子さんの発達や就学先に関して、保護者のかたからの相談に応じます。対象は市内在住の次年度就学予定から中学3年生までのお子さんをお持ちの保護者のかたです。相談員等がお話を伺い、より適切な支援について一緒に考えます。また、就学相談では、必要に応じて学校参観や体験の機会を設けるなど、よりお子さんに合った就学先を考えていきます。
●**開所時間**
月～金曜日（祝日を除く）　午前8時30分～午後5時15分
※相談時間は午前10時～午後5時

適応指導教室

問 佐倉市教育センター　☎486-2400

何らかの要因によって学校に行くことができない小・中学生を対象に、適応指導教室（佐倉教室・志津教室）を運営しています。教室では、学習や遊び、創作活動などをとおして集団への適応力を高め、学校への登校を支援しています。
ご相談は教育センターまでお電話ください。
●**開級時間**
月～金曜日（祝日を除く）　午前10時～午後3時

佐倉市教育電話相談室

問 ☎484-6611

しつけや不登校、いじめなど、家庭や学校など教育に関する相談に応じます。
●**相談時間**
月～金曜日（祝日を除く）　午前9時～午後4時

教育相談メール

教育に関する悩み事、ご意見・ご要望などを電子メールでお受けします。
教育機関・学校などに関係する具体的なご意見・ご要望などで、調査が必要なものについては各機関に確認・調査をさせていただいた上でお返事させていただきます。
なお、お返事が必要となる場合は、多少時間がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。
●**電子メールアドレス**
kyoikusodan@city.sakura.lg.jp

佐倉の風景
上空から見た
和田小学校周辺
図8 C-3

学生服・衣料　エリアマップ4図 C-2
制服指定店
マツモト洋品店
【制服指定店】
佐倉中、南部中、東中、根郷中、佐倉南校、佐倉東校
■佐倉市表町3-9-9
■TEL:043-484-0177

佐倉の風景
高崎川南公園の
蒸気機関車
図4 B-1